



みやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に
関する変更協定書



みやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と公益財団法人 アタラクシア（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 25 年 7 月 12 日に締結したみやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業（以下「協定」という。）、平成 26 年 7 月 3 日に締結したみやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に関する変更協定書（以下、「第 1 回変更協定」という。）及び平成 30 年 8 月 7 日に締結したみやぎ霊園 震災復興復旧のための整備事業に関する変更協定書（以下、「第 2 回変更協定」という。）のうち、事業計画を変更することについて、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 元年 7 月 4 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市長 郡 和 子



乙 仙台市青葉区郷六字大森 2-1

公益財団法人 アタラクシア

代表理事 神谷 一 雄

